みやしん創立90周年

記念定期預金

―Tomorrow（トゥモロー）―

取扱期間　R5.6月1日～R6.1月31日

90th Anniversary みやしん 感謝

預入金額

20万円～1000万円未満

預入期間 1年　年 0.045%

預入期間 3年　年 0.100%

（※金利情勢の変化に伴い変更の可能性がございます）

〔定期預金のご契約が寄付へ繋がります〕

SDGs活動への支援寄付

募集額の0.005%相当額（上限45万円）を静岡県地球温暖化防止活動推進センターに寄付します。（お客さまのご負担はありません）

〔ご契約者さまへ進呈します〕

①抽選で90名様に、1万円相当の

「オリジナルギフトカタログ」を進呈します。

抽選日（予定）　令和6年5月10日（金）

（諸事情により懸賞品の内容、進呈時期が変更となる可能性がございます）

②ご契約者さまに**創立90周年記念品を進呈します。**

（予定数量進呈次第終了します）

富士宮信用金庫

「みやしん金利上乗せ型懸賞品付定期預金」商品概要説明書

令和5年6月1日現在

販 売 対 象	・個人のお客さまに限ります。
募 集 期 間	・令和5年6月1日(木)から令和6年1月31日(水)まで (ただし、期間中であっても募集総額に達した場合には本定期預金の取扱は終了します。)
募 集 総 額	90億円
定期預金の種類	・自動継続自由金利型定期預金(スーパー定期預金) 「スーパー定期」「スーパー定期300」 ・証書式定期　※ATMでの預入れはできません。
お預入期間	・1年または3年 ・自動継続(元金継続、元利金継続) ※満期日以降は当初預入期間と同一期間のスーパー定期で自動継続します。
預　　入 ① 預入方法 ② 預入金額 ③ 預入単位	 ・一括預入 ・一口20万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払 戻 方 法	・満期日以降に一括して払戻します。
利　　息 ① 適用金利 ② 利払方法 ③ 計算方法	・固定金利 ・1年　店頭表示金利＋0.043%　　3年　店頭表示金利＋0.098% ・自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
税　　金	・利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手　数　料	・ありません。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
抽 選 権	・20万円を1口とし1本の抽選権(抽選番号)を付与いたします。 ・募集総額90億円の場合は9ユニット ・抽選日以前に中途解約された場合には、抽選権を失います。
懸賞品当選本数	・10億円を1ユニットとし、1ユニットは5,000口、1ユニットあたりの当選本数は次の通りとします。 懸賞品【1万円相当のオリジナルギフトカタログ】　　10本 ※諸事情により懸賞品の内容に変更の可能性がございます。 ※懸賞品は課税されますが、税金は当金庫が一括で支払います
抽 選 日	令和6年5月10日(金)を予定 ※当選番号は抽選日の翌営業日以降、店頭および当金庫ホームページに掲出いたします。
懸賞品の引き渡し	・懸賞品につきましては、令和6年5月下旬以降委託業者より直接送付いたします。つきましてはお客様のご住所・お名前等送付に関わる個人情報は、懸賞品の発送を目的として委託業者へ提供いたします。なお、諸事情により引き渡し時期が変更になる可能性がございます。
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店もしくは当金庫企画部リスク管理課（9時から17時、電話:0544-23-3145)までお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、静岡県弁護士会(電話:055-931-1848)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記企画部リスク管理課もしくは全国しんきん相談所(9時から17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫企画部リスク管理課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・預金保険の付保対象預金です。 ・預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・預金者が反社会的勢力に該当する場合には、預金口座の開設をお断りします。 ・金利の上乗せは新規契約に限ります。(書替継続には適用となりません。) ・お1人様1店舗でのお取扱いとなります。